

デメリットは「不法投棄の増加」です。

発生過程を説明します。

1. ごみ有料化により、不法投棄が増加します。

熊本一規、明治学院大学教授は『これでわかるごみ問題のQ&A ここが問題！日本のリサイクル法』**2000年**¹の中で以下のように述べています。引用開始。

「環境庁の『リサイクル関連施策市区町村調査結果報告書』では、不法投棄もしらべられていて、「ごみは減ったけれども不法投棄が増えたという市町村」が、減ったうちの半分、全体の**25%**を占めるのです。つまり、「ごみが減ってなおかつ不法投棄も増えない市町村」は、全体の**24%**でしかありません。有料化を実施しても意外に効果がないと言わざるを得ません。」引用終了。

2. 家庭ごみが事業ごみにまわっています。

ごみ問題研究者の岩佐順氏は、『前衛』**1998年3月号**²の中で以下のように述べています。引用開始。

「「有料化」が収集ごみや持込ごみを減らし効果数値を残したとして、それが「リサイクル減量化」の効果と評価してよいか。問題は、減ったのはなぜか、減ったごみがどこに消えたか、吸収されたかである。減ったごみの一部はリサイクルに回ったであろうが、家庭ごみの一部が事業系ごみや持込ごみに回った可能性もある。(中略)山形市でも、家庭ごみの排出量は導入二年前の**6万5230トン**が導入初年度**6万592トン**に激減したが、事業系ごみは**2万4395トン**から**2万6903トン**に大幅増加している。川口市でも、家庭ごみの排出量は導入二年前の**12万8540トン**が導入初年度**11万729トン**、二年目**11万2922トン**に激減したが、事業系ごみは**3万919トン**から**4万73トン**、**4万50トン**に激増している。断定するには、さらなる追跡調査が必要であるが、ここには「有料化」がかならずしも「リサイクル減量化」に向かわず、その一部が自家処理、事業系ごみ、許可業者収集など、収集形態を変更しつつ施設処理に搬入され、あるいは不法投棄に回った可能性を十分にうかがわせるものがある。」引用終了。

このように、ごみは減少するどころか不法投棄されたり、事業ごみにまわってしまい、家庭ごみは減少しません。

1 熊本一規 (明治学院大学教授) 『これでわかるごみ問題のQ&A ここが問題！日本のリサイクル法』 (合同出版、**2000年**)、**p. 15**

2 岩佐順 (ごみ問題研究者) 「ごみ「有料化」に何が期待できるか」『前衛』(**1998年3月**)、**pp. 222-223**

深刻性を説明します。

不法投棄は自然環境を汚染します。

「あいちの環境を考える仲間たち」のホームページ³より引用します。引用開始。

「有料化」を契機に、伊達市と伊達市周辺では不法投棄が多発した。この多発する不法投棄が皮肉にも減量化効果の一因であった。「有料化」導入を契機とする不法投棄が室蘭市など隣接市町村で多発し、苦情が殺到している報道が依然、新聞を賑わしている。現に伊達市役所では隣接市町村から数多くの苦情が殺到し、対応に苦慮している旨の聞き取りも得ている。漁協などが「有料化」に反対した理由の1つもまさに不法投棄の多発に対する危惧であった。不法投棄が海洋を汚染するなど環境面に及ぼす悪影響を危惧しての対抗措置であったし、不法投棄の続発で海洋汚染が進んだことは現地の新聞でも報じられている。」引用終了。

³ <http://www4.justnet.ne.jp/~mituko/>